

お知らせ

75歳以上の方と同居する国民健康保険の加入者の方へ 後期高齢者医療制度創設にともなって 国民健康保険の保険料等が軽減されます

平成20年度
から

平成20年4月以降、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。それにともなって、国民健康保険に引き続き加入する方の保険料負担が急に増えることがないように、国保被保険者の保険料については、次のような軽減を受けることができます。



●75歳以上の方が後期高齢者医療制度、75歳未満の方が国民健康保険に加入することになる場合



①所得の低い方の国保保険料の軽減

保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変らなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

②世帯割で賦課されている国保保険料の軽減

国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯割で賦課される保険料が半額になります。

●75歳以上の方が、会社の健康保険等から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65～74歳)が国民健康保険に加入する場合(市役所で国保加入の手続きが必要です。)



新たに国民健康保険に加入し、国保保険料を納めることになった方については、市の窓口で申請いただければ、2年間、被保険者1人あたりで賦課される保険料が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される保険料も半額になります。

国民健康保険証を受け取っていない方へ

平成20年度の国民健康保険証が手元に届いていない方は、本庁別館1階保険医療課までお問合せのうえ、お越しください。

【持ち物】①平成19年度の保険証

②来庁者の本人確認ができるもの(免許証・パスポートなど)

※世帯員以外の方が来庁の場合は、世帯主の委任状と②をお持ちください。

国民健康保険運営協議会委員を募集

(任期：5月1日～平成22年4月30日)

国民健康保険事業に関する重要事項を審議する運営協議会の委員を募集します。

【応募資格】長浜市の国民健康保険加入者（18歳以上）で保険料の滞納がない人

【定員】2名

【応募方法】保険医療課にある応募用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

【募集期間】4月7日(月)～15日(火)

お問合せは、保険医療課 (☎6512)へ。

お知らせ

75歳以上のあなたへ
一定のしやうがいがある人は65歳以上
大切な
お知らせ

シリーズ後期高齢者医療制度⑥

後期高齢者医療制度が
始まりました！



■新しい保険証は届いていますか
今月から従来の「老人保健制度」に変わり、「後期高齢者医療制度」が始まりました。4月以降に医療機関を受診されるときは、必ず「後期高齢者医療被保険者証」(白色のカード型)をお持ちください。

■保険料の納付開始月が異なります

保険料は、後期高齢者医療制度に加入した月から必要になり、被保険者一人ひとりに納めていただくこととなります。平成20年度の保険料の納付開始月は、下図のとおりとなり、人によって異なりますのでご注意ください。年金天引が始まる月や、納付書を初めて送付する月には、納入通知書等を被保険者あてに送付いたしますので、保険料額・納付方法・納付開始月をご確認ください。

●平成20年度 納付開始月をご確認ください！

3月末に国民健康保険に加入していた人で、年金年額18万円以上の人、介護保険料とあわせた保険料額が年金額の1/2以下の人 (平成19年11月以降の老人保健該当者は除く)	4月から年金天引きになります
3月末に社会保険・共済等の被扶養者の人	10月から
上記以外の人	7月から

※上記が基本ですが、事情により変更になる場合があります。

お問合せは、滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎0775223013)または保険医療課(☎6512)へ。

あなたの子育てを支援します！ 小中学生の入院費を助成



安心して子どもを産み育てることができ、環境づくりの一環として、平成19年10月から、小学生の入院費(保険診療分、食事代等を除く)を助成していますが、平成20年4月から、中学生の入院費助成も始めます。

●対象
市内在住の小中学生(小学校に入学する年の4月1日から、中学校を卒業する年の3月31日までの者)

【手続方法】医療機関が発行した領収書、高額療養費等の給付額を確認できる書類、印鑑、振込先のわかるもの(保護者名義)、健康保険証を持参のうえ、窓口までお越しください。

■乳幼児福祉医療費受給券の申請はお済みですか
健康保険に加入されている就

学前のお子さまには、医療費を助成する「福祉医療費受給券」を交付しています。まだ申請されていない方は、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ窓口で手続きをしてください。所得確認のうえ交付します。

■人間ドックの健診費用を助成します

長浜市の国民健康保険に加入していて、保険料の滞納がない40歳以上の人を対象に、人間ドックの健診費用を助成します。

●対象受診機関等
市立長浜病院、長浜赤十字病院、JAドック

●助成額
検査費用の5割程度
※日帰り・1泊ドックが対象です。脳ドック等の専門ドックは助成対象ではありません。

●受付期間

4月1日～6月30日
※今年度から、受付期間外の申請ができなくなりましたので、ご注意ください。

【お問合せ・申請窓口】
保険医療課 ☎6512

浅井支所市民福祉課 ☎74353
びわ支所市民福祉課 ☎75253